

茨城県報 第5843号

昭和45年9月7日

月曜日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目次

告 示

	ページ
●県税並びにこれに伴う税外収入金の収納事務を取り扱わせるための金融機関の指定 (出納事務局).....	1
●園部川地区換地計画の縦覧(農地管理課).....	1
●三和村菅尾崎表杉ノ前地区換地計画の認可(〃).....	2
●道路区域の変更(3件)(道路維持課).....	2
●道路の供用開始(3件)(〃).....	3
●水戸、勝田都市計画公園案の縦覧(計画第一課).....	4
●建築基準法に基づく道路の位置の指定(2件)(建築住宅課).....	5

(収 用 委 員 会)

●裁決手続開始決定の一部取消し(用地室).....	5
---------------------------	---

公 告

●米飯提供業者の業者登録(農業経済課).....	7
●建築許可に関する聴聞(5件)(建築住宅課).....	7
●住宅地造成事業の工事完了(〃).....	9

辞 令

●森田進.....	10
-----------	----

告 示

茨城県告示第1202号

地方自治法施行令第168条第4項の規定により、県の公金の収納事務のうち県税並びにこれに伴う税外収入金の収納事務を取り扱わせるための金融機関を昭和45年9月1日次のとおり指定したから同条第7項の規定により告示する。

昭和45年9月7日

茨城県知事 岩 上 二 郎

収納代理金融機関の名称 商工組合中央金庫水戸支店
 位 置 水戸市南町3丁目5番7号

茨城県告示第1203号

園部川土地改良区園部川地区の換地計画の認可申請については適当と決定したので、土地改良法第52条の2第4項において準用する同法第8条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和45年9月7日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和45年9月16日から昭和45年10月6日まで
- 3 縦覧の場所 石岡市役所
東茨城郡美野里町役場
〃 小川町役場

茨城県告示第1204号

昭和45年8月12日付三総第277号で三和町長菊池松之助から申請のあつた三和村営尾崎表杉ノ前地区の換地計画については、昭和45年8月31日認可したから土地改良法の一部を改正する法律(昭和39年法律第94号)附則第12項に基づく改正前土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3において準用する同法第52条第8項の規定により公示する。

昭和45年9月7日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第1205号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は昭和45年9月7日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年9月7日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 294号線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
下妻市大字下妻字寺後 丙745の2地先から	旧	メートル 3.6~11.0	メートル 4,778.0	
		8.5~45.0	3,002.0	
結城郡千代川村大字宗道字上宿 12の1地先まで	新	8.5~45.0	4,542.0	

茨城県告示第1206号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は昭和45年9月7日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年9月7日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 日立大子線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
久慈郡大子町大字袋田字町 928—1地先から	旧	メートル 6.0～12.5	メートル 230.0	
久慈郡大子町大字袋田字諏訪前 1828地先まで	新	10.0～24.0	199.9	

茨城県告示第1207号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和45年9月3日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年9月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 須賀息栖東庄線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
鹿島郡鹿島町大字大舟津字川迎 2342地先から	旧	メートル 4.0～9.0	メートル 638.2	
鹿島郡鹿島町大字大舟津 字五反田2054—1地先まで	新	10.0～15.7	427.0	

茨城県告示第1208号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和45年9月7日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年9月7日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 一般国道294号線
- 2 供用開始の区間 下妻市大字下妻字寺後丙745の2地先から
結城郡千代川村大字宗道字上宿12の1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和45年9月7日

茨城県告示第1209号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和45年9月7日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年9月7日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 日立大子線
- 2 供用開始の区間 久慈郡大子町大字袋田字町928-1地先から
久慈郡大子町大字袋田字諏訪前1828地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和45年9月7日

茨城県告示第1210号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和45年9月7日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年9月7日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 須賀息栖東庄線
- 2 供用開始の区間 鹿島郡鹿島町大字大舟津字川迎2342地先から
鹿島郡鹿島町大字大舟津字下請事町463地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和45年9月7日

茨城県告示第1211号

水戸、勝田都市計画公園(第13号、大島公園)を決定する必要が生じたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

昭和45年9月7日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 都市計画の種類 公園
- 2 都市計画を定める土地の区域
勝田市大字東石川字雷
- 3 縦 覧 期 間 昭和45年9月7日から昭和45年9月21日まで
- 4 都市計画案の縦覧場所
茨城県庁及び勝田市役所

茨城県告示第1212号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和45年9月7日

茨城県知事 岩 上 二 郎

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 (m)	延 長 (m)
1		勝田市大字津田字八軒2868—3	4.00	32.91
2		下館市玉戸字山ヶ島1334—4	4.00	188.50

茨城県告示第1213号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和45年9月7日

茨城県知事 岩 上 二 郎

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 (m)	延 長 (m)
1		多賀郡十王町大字友部字河原田170の1表宿216の1	4.5	72.36
2		日立市金沢町字寺前2261—1	4.0	15.35
3		水戸市中丸町字新田226—8	5.0	58.40

(収 用 委 員 会)

茨城県収用委員会第40号

昭和45年2月26日土地収用法第45条の2の規定により行つた裁決手続開始決定については、起業者日本住宅公団から裁決申請の一部取下げ申請があつたので次のとおり裁決手続開始決定の一部取消しを決定する。この旨公告する。

昭和45年9月7日

茨 城 県 収 用 委 員 会

- 1 起業者の名称 日本住宅公団
- 2 事業の種類 研究学園都市計画研究学園一団地の官公庁施設事業
- 3 裁決手続開始決定を取り消す土地の所在、地番、地目及び地積等。別表のとおり。
- 4 土地所有者の氏名及び住所。別表のとおり。
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類。別表のとおり。
- 6 裁決手続開始決定の一部取消しを決定した年月日

昭和45年7月29日

別 表

裁決手続開始決定を取り消す土地の所在、地番、地目及び地積等並びに土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

土地の所在 茨城県稲敷郡基崎村

大字	字	地番	地目		地積		昭和45年2月26日裁決手続開始をした土地の面積 (㎡)	左のうちに今回裁決を開始する土地の面積 (㎡)	土地所有者			関係人		要 摘
			公簿	現況	公簿	現況			氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
高崎	稻荷原	2304番 ～41	山林	畑	㎡ 5,438	㎡ 6,368	6,575	207	西村 好司	茨城県稲敷郡 基崎村大字若栗 582番地	なし	—	—	
			山林	山林	207									
"	"	2304番 ～42		畑	反畝歩	5,448	5,787	173	"	"	"	—	—	
			"	山林	5,803	173								
			道路	道路	166									
若栗	前原	甲 1045番 ～1		畑	㎡ 7,768	㎡ 5,545	8,219	2,422	"	"	"	—	—	
			"	山林	2,422	252								
			道路	道路	252									

公 告

●米飯提供業者の業者登録について

食糧管理法施行規則(昭和22年農林省令第103号)第35条の4第1項の規定により次の者を米飯提供業者として登録した。

昭和45年9月7日

茨城県知事 岩 上 二 郎

登録番号	登 録 年 月 日	営 業 所 の 所 在 地	名 称 又 は 氏 名
北農林 1451	45. 8. 21	那珂郡那珂町大字菅谷4532の3	味 正 小笠原 正 守
〃 1452	〃	〃 〃 〃 4268	ら ん 月 船 橋 正 次
〃 1453	〃	〃 大宮町145の1	福 田 屋 野 平 忠
〃 1454	〃	常陸太田市稲木町1699の(イ)	財団法人茨城県教育財団 西山研修所管理事務所
〃 1455	〃	久慈郡金砂郷村大字大里3687	飛 田 魚 店 飛 田 忠 一

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和45年9月7日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 聴 聞 期 日 昭和45年9月11日 午後3時
- 2 聴 聞 場 所 土浦市中高津字下塚田343
- 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。
原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡をこえるもの
(牛乳処理加工場の新築)
- 4 申請者住所氏名 土浦市下高津字小橋1254の1
土浦酪農農業協同組合 戸 谷 義 次
- 5 建築物構造規模 鉄骨造一部二階建3,616.05㎡
原動機506.75Kw新增設(冷凍機を含む)
- 6 建築物の位置 土浦市中高津字下塚田343(上高津字塚田114)
- 7 敷 地 面 積 14,682.0㎡

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和45年9月7日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 聴 聞 期 日 昭和45年9月16日 午後2時

- 2 聴 聞 場 所 土浦市大字荒川沖958—2
- 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関する事。
風俗営業を行うもの(飲食店をバーに用途変更)
- 4 申請者住所氏名 土浦市大字荒川沖958—2 郡 司 政 一
- 5 建築物構造規模 木造平家建30.56 m^2 (用途変更)
- 6 建築物の位置 土浦市大字荒川沖958—2
- 7 敷 地 面 積 661.54 m^2

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和45年9月7日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 聴 聞 期 日 昭和45年9月9日 午後3時
- 2 聴 聞 場 所 水戸市千波町567
- 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関する事。
原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50 m^2 をこえるもの
(プラスチック加工場の増築)
- 4 申請者住所氏名 水戸市千波町567 郡 弘 弥
- 5 建築物構造規模 鉄骨造, 平家建, 178.2 m^2 増築 既存259 m^2
原動機70HP増設 30HP既設
- 6 建築物の位置 水戸市千波町567
- 7 敷 地 面 積 856.56 m^2

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和45年9月7日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 聴 聞 期 日 昭和45年9月11日 午前11時
- 2 聴 聞 場 所 結城郡石下町 石下町役場会議室
- 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関する事。
原動機を使用するセメント製品の製造(セメント瓦製造工場の増築)
- 4 申請者住所氏名 結城郡石下町新石下365
鬼怒スレート合資会社 斎 藤 彦太郎
- 5 建築物構造規模 鉄骨造, 平家建, 196.11 m^2 増築 既存231.05 m^2
原動機29.2Kw既設

- 6 建築物の位置 結城郡石下町新石下365
7 敷地面積 1,141.06 m^2

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和45年9月7日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 聴聞期日 昭和45年9月10日 午後3時
2 聴聞場所 水戸市堀町新田951-1
3 聴聞事項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。
原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計50 m^2 をこえるもの
(菓子製造工場への用途変更)
4 申請者住所氏名 水戸市堀町新田951-1
朝日製菓株式会社 田 所 幸 雄
5 建築物構造規模 木造, 平家建, 335.35 m^2 (用途変更)
原動機67.7Kw新設
6 建築物の位置 水戸市堀町新田951-1
7 敷地面積 1,016.49 m^2

●住宅地造成事業の工事完了

旧住宅地造成事業に関する法律(昭和39年法律第160号)第12条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和45年8月18日に完了したことを公告する。

昭和45年9月7日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 工事を完了した施行地区に含まれる地域の名称
古河市大字中田字寺ヶ谷1681番地の1, 1681番地の2, 1683番地の1, 1683番地の4~同番地の7, 1687番地の1, 1687番地の2, 1747番地の1, 1747番地の3, 1748番地の1, 1748番地の2
2 事業主の住所及び氏名
東京都荒川区東日暮里6-28-5
技友ビル株式会社 坂入観光会館
代表取締役 坂 入 正 昭

辞 令

(昭和45年 8 月31日付)

茨 城 県

(勸奨退職)

現	職	氏	名
参 事 (総務部付)	事務吏員	森 田	進

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 3 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所